

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>都市整備部 住宅建築局 住宅経営室</p>	<p>1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求めることとされているが、領収書等が添付されていないにもかかわらず病気休暇の承認が行われていた。</p> <p>また、当該診断書の発行日から起算して1年を経過していたが新たな診断書の提出がなかった。</p> <table border="1" data-bbox="463 793 1166 982"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年9月26日</td> <td>午前8時30分から 午後1時45分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月19日</td> <td>午前8時30分から 午後1時28分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	令和4年9月26日	午前8時30分から 午後1時45分まで	令和4年12月19日	午前8時30分から 午後1時28分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】 (平成25年3月21日付け人企第2146号 総務部長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1231 913 2288 1123"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。	<p>検出事項について、当該職員が、当時、通院加療を要する状況であると診断を受けていたこと並びに9月26日及び12月19日に通院した事実を確認できる書類の提出を受け、申請が適正であることを確認した。</p> <p>原因は、病気休暇の申請に必要な書類等について当該職員が正しく認識できていなかったこと及び正規の承認者でない者が誤って承認したことによるものであり、所属内に改めて病気休暇の申請及び承認に係るルールを周知した。</p> <p>今後は、申請者及び承認者において病気休暇の承認に要する書類を確認することを徹底し、法令等に基づいた適正な事務執行を行う。</p>
職員	事実発生日	取得時間													
A	令和4年9月26日	午前8時30分から 午後1時45分まで													
	令和4年12月19日	午前8時30分から 午後1時28分まで													
旧	新														
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月1日から同年7月5日まで）